

アール・ブリュット作品

収集の考え方

平成 27 年 (2015 年) 3 月

滋賀県総合政策部

目 次

1. アール・ブリュット作品収集の検討について	1
(1) 検討の趣旨	1
(2) 検討の背景	1
(3) 本書の位置づけ	1
2. 現行の作品評価・収集の手続での課題	1
3. 課題に対する今後の取組の方向	2
(1) 収集方針への反映	2
(2) 専門家による審査の確保	3
(3) 収集作品の芸術性判断	3
(4) 購入価格の目安（基準額）づくりと価格評価	4
(5) 作家の権利保護に配慮した手続の整備	4
(6) コレクション形成に向けての体制	5
4. その他	5
(1) 収集開始時期について	5
(2) 貸出し用作品の取扱いについて	6
【参考】	7
(1) 検討チーム等の構成等	7
(2) 検討の経過	7
(3) 関連規定（抜粋）	8
(4) アール・ブリュット作品の収集の手順（図）	8

1. アール・ブリュット作品収集の検討について

(1) 検討の趣旨

平成25年(2013年)12月に策定した新生美術館基本計画において、「県内を中心に日本やアジアを視野に入れ、優れたアール・ブリュット作品の収集・保管を行う。また、貸出し用の作品についても、一定数保管する。」としており、アール・ブリュットを新生美術館における作品収集の柱の一つに据えることを明示している。

平成30～31年(2018～2019年)に予定される新生美術館開館時には、常設のコレクション展示を行えるよう、まとまったコレクションを有するため、早期に作品収集の手続きに着手する必要があるが、アール・ブリュット作品については、これまで限定的な市場にしか流通しておらず、全国的に見ても参考となる取引事例が少ないことから、収集に必要な手続きや作品の評価等について有識者等の助言を受けながら検討チームで検討することとした。

(2) 検討の背景

本県やアール・ブリュットをとりまく背景として、下記の点を考慮しつつ検討を進めた。

- ① 県内の優れた作品について、他地域からの収集活動の動きがみられ「県外流出」が懸念される。
- ② 平成27年度(2015年度)の近代美術館での企画展開催をきっかけに、寄贈の申入れや売却の打診が想定され、これら申入れへの対応方針を定めておく必要がある。
- ③ これまで日本のアール・ブリュットを牽引してきた社会福祉法人グローが収蔵している作品があり、これらの作品を受け入れる可能性について考え方を整理する必要がある。
- ④ 他府県でアール・ブリュットを巡る動きが活発化する中で、滋賀県がコレクション形成に動き出すことは、新生美術館をアール・ブリュットの発信拠点として対外的にアピールする絶好の機会となり、早期の着手が求められる。

(3) 本書の位置づけ

本書は、アール・ブリュット作品について、新生美術館開館までのコレクション形成期における考え方を示したものである。

アール・ブリュットと同じく、新生美術館で新たに収集の柱とされた仏教美術等(琵琶湖文化館の収蔵品を含む。)については、別に関係者との協議を踏まえ収蔵に向けての考え方、手順等を整理するものとする。

また、新生美術館開館後の作品収集の取扱いについては、改めて定めるものとする。

2. 現行の作品評価・収集の手続での課題

(1) アール・ブリュットが収集方針に定められていない

現行の近代美術館の収集方針は、

- ① 日本美術院を中心とした近代日本画

② 郷土滋賀県ゆかりの美術

③ 戦後のアメリカと日本を中心とした現代美術

の3つであり、アール・ブリュットの収集に着手するためには、収集方針を変更する必要がある。

(2) 美術館協議会にアール・ブリュット専門家が不在

博物館法第20条第1項に基づき設置する滋賀県立近代美術館協議会（以下「美術館協議会」という。）および収蔵品収集審査部会（以下「収集審査部会」という。）の委員に、アール・ブリュットの専門家が加わっていない。

(3) 収集作品の芸術性をどのように担保するのか不明確

新生美術館基本計画には、収集作品について、「県内を中心に日本やアジアを視野に入れ、優れたアール・ブリュット作品の収集・保管を行う。」と記述されており、優れた作品とはどのようなものか、美術館に収集するのにふさわしいかどうか、芸術性をどのように評価し、担保するのか、考え方を整理する必要がある。

(4) 購入価格が判断しにくい

作品が限定的な市場にしか流通しておらず、価格設定の参考となる取引事例や情報が少ないなかで、購入価格をどのように判断するのか、考え方を整理する必要がある。

(5) 所有者等との間で事実関係の確認、調整・整理が必要

所有権がどこにあるのか、関係者間で確認されずあいまいなままであったり、また、作家本人の意思が確認しづらい場合や家族の意向など、丁寧な説明・確認作業のもと、十分な調整・整理が必要である。

(6) 収集に当たってのサポート体制が必要

近代美術館にアール・ブリュットについての収集実績や取扱いの経験が少ない中で、集中的にコレクションを形成するため、短期間に多くの業務が発生することになる。美術館学芸部門における作品の調査や収集がスムーズにすすめられるよう、サポート体制が必要である。

3. 課題に対する今後の取組の方向

(1) 収集方針への反映

平成27年度(2015年度)から、近代美術館の収集方針に下記の④を追加する。

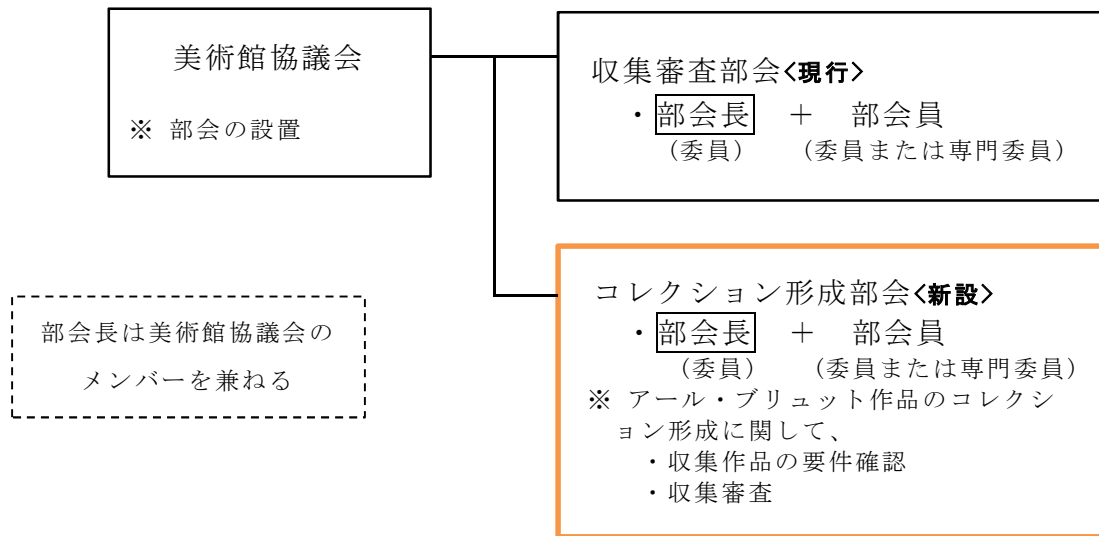
- 収集方針
- ① 日本美術院を中心とした近代日本画
 - ② 郷土滋賀県ゆかりの美術
 - ③ 戦後のアメリカと日本を中心とした現代美術
 - ④ 新生美術館基本計画において新生美術館で収集するとされる仏教美術やアール・ブリュット等

収集方針の変更については、美術館協議会に対して報告を行う。

(2) 専門家による審査の確保

アール・ブリュットについては、開館までに一定まとまった数の作品をコレクションする必要がある、専門的観点で集中して審査する必要がある。

そのため、美術館協議会に、アール・ブリュット専門家が加わった「コレクション形成部会」を新たに設け、ここでアール・ブリュットの収集審査を行うこととする。



(3) 収集作品の芸術性判断

新生美術館基本計画には、「県内を中心に日本やアジアを視野に入れ、優れたアール・ブリュット作品の収集・保管を行う。」とあるが、どのような作品がアール・ブリュットとして収集の対象になるのか、収集作品の芸術性を担保するためにも、①収集の範囲を明らかにするとともに、②芸術性を判断するための手順を整えることとする。

①収集の範囲

「原則として、過去に国内外の美術館展覧会（自館主催の展覧会を含む。）で「アール・ブリュット」と紹介された作家の作品およびこれに準ずる作品」を収集作品の要件とする方向で、新設のコレクション形成部会に確認するものとする。

②芸術性を判断するための手順

新生美術館が収集すべきかどうか、どの作品から優先的に収集するかについては、美術館学芸部門が必要な調査をしたうえで案を作成し、アール・ブリュット専門家が加わった「コレクション形成部会」で収集審査を行い、収集作品の芸術性を判断することとする。

(4) 購入価格の目安（基準額）づくりと価格評価

①購入価格の目安（基準額）

作品購入に当たって、アール・ブリュット作品の所有者は、障害のある人やその家族、造形現場となる施設であることが多く、通常は美術品の取引に慣れていないと考えられるため、美術館側から購入希望額を提示できるよう準備しておく必要がある。

そのためには、美術館で過去の作品取引事例を収集し、作家の過去の展覧会出展経験等を踏まえ、専門家のアドバイスを得ながら、購入価格の目安（基準額）を作成するものとする。

なお、日本のアール・ブリュット作品は、これまで限定的な市場にしか流通しておらず、市場が未成熟であるため、美術館の作品購入自体が市場に与える影響を十分考慮する必要がある。自らの購入事例を加味しつつ市場の成熟を見極め、基準額については適宜見直しを行うものとする。

②価格評価

アール・ブリュットについて取引経験があるなど、価格評価が可能な画商等を新たに価格評価委員に加えたうえで、これまでの美術作品収集の手続きと同様、価格評価委員から「価格に関する意見」の提出を受け、購入価格の妥当性を判断する。

(5) 作家の権利保護に配慮した手続の整備

アール・ブリュット作品の収集においても、一般の美術作品と同様の手続を取ることを基本とする。作家の権利保護は、アール・ブリュット以外の美術作品を収集する場合も考慮すべきであり、他の美術分野も含めて一般化した手続を整備することとする。

①所有権の確認について

作品の所有権は、移転したことが明らかでない場合は制作した作家に帰属するのが通常であると考え、そのうえで所有権移転に関する契約・合意事項がないかどうか確認する。

所有権移転に関する契約・合意事項がある場合は、所有権はその合意によるところであるが、後のトラブルを避ける意味でも、合意内容について、改めて作家はじめ関係者に確認することが妥当である。

契約・合意事項がない場合は、作家を所有者として作家（作家に法定代理人がある場合は法定代理人）を売買または寄贈に当たっての契約当事者とする。

売買または寄贈の契約には、契約当事者が自らに所有権が帰属することを表明し保証する「表明保証条項」を設ける。

②成年後見制度の活用について

作品の所有者が作品の売買や寄贈について契約するときや、作家が自らの制作した作品について著作権者として利用許諾を与えるかどうか判断するときなどにおいて、判断する能力が不十分であると思われる場合は、成年後見制度を活用することが望ましい場合がある。

成年後見制度についての相談や、後見開始の具体的な手続きなどは、障害者造形活動支援センターや県内の各成年後見センターがサポートを行っており、これらに支援を求めることとする。

障害者造形活動支援センター

名称	所在地	開設
アール・ブリュットインフォメーション & サポートセンター（アイサ）	近江八幡市安土町下豊浦4837-2 社会福祉法人グロー内	平成24年6月

成年後見センター

名称	所在地	開設
認定NPO法人あさがお	大津市浜大津3丁目2-4	平成17年2月
NPO法人成年後見センターもだま	草津市野村8丁目5-19	平成19年7月
甲賀・湖南成年後見センターばんじー	甲賀市甲南町野田810 甲賀市甲南庁舎内	平成25年10月
東近江成年後見サポートセンター E-SORA（いいそら）	近江八幡市安土町下豊浦4837-2 社会福祉法人グロー内	平成26年9月
湖東圏域成年後見サポートセンター	彦根市平田町670 彦根市社会福祉協議会内	平成27年10月 予定
米原市成年後見サポートセンター	滋賀県米原市三吉570	平成27年4月 予定
長浜市成年後見・権利擁護センター	(長浜)長浜市高田町12-34 (木之本)長浜市木之本町千田53	平成26年4月
高島市成年後見サポートセンター	高島市勝野215番地 高島市社会福祉協議会内	平成22年8月

③ 分かりやすい説明資料の工夫

売買や寄贈についての契約や、著作権上の取り扱いなどについて、作家の権利保護に配慮するとともに、後々のトラブルを避ける観点から、必要に応じて、わかりやすい説明資料を作成するなど、当事者と丁寧にやり取りを行う必要がある。

(6) コレクション形成に向けての体制

新生美術館において常設でコレクション展示を行うため、開館までの短期間に一定まとまった作品を収集する必要があるが、アール・ブリュットについては、近代美術館にとって新たな収集分野であり、情報や経験の蓄積が図られるまでは、美術館学芸課が調査する過程において、専門家（目利き）等のアドバイスやサポートを受けられるよう、体制を整えることとする。

また、作品調査や、作家・関係者等との調整が必要になるなど、業務が集中して発生することが予想されることから、庁内関係各課やその他関係機関の協力が得られるよう、必要なサポート体制を整えることとする。

4. その他

(1) 収集開始時期について

平成27年度(2015年)中に収集手続きに着手することとする。

(2) 貸出し用作品の取扱いについて

貸出し用作品の受入れおよび取扱いについては本検討には含まず、新生美術館体制整備後に検討・準備を行う。

【参考】

(1) 検討チーム等の構成等

< 検討チームメンバー >

理事	宮川 正和
総合政策部文化振興課新生美術館整備室長	馬淵 兼一
総合政策部文化振興課新生美術館整備室主幹	木村 元彦
総合政策部文化振興課新生美術館整備室主幹	笹山 衣理
近代美術館副館長	竹内 恵子
近代美術館総務課長	山本 伸善
近代美術館学芸課長	占部 敏子
近代美術館学芸員	渡辺亜由美

< 外部有識者 >

社会福祉法人グロー理事長	北岡 賢剛
独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員	保坂健二郎
アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター所長	齋藤 誠一
あさひ法律事務所弁護士	中久保満昭

(2) 検討の経過

平成26年12月25日 (木)	第1回チーム会議
平成27年1月19日 (月)	外部有識者聞き取り (北岡氏、保坂氏)
2月24日 (火)	第2回チーム会議
2月27日 (金)	外部有識者聞き取り (齋藤氏)
3月4日 (火)	外部有識者聞き取り (中久保氏)
3月12日 (木)	第3回チーム会議
3月18日 (水)	美術館協議会へ検討状況の報告
3月26日 (木)	策定

(3) 関連規定（抜粋）

○博物館法

第三章 公立博物館 (設置)

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。
(博物館協議会)

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○滋賀県立近代美術館条例

(滋賀県立近代美術館協議会)

第10条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、美術館に滋賀県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織等)

第11条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 文化芸術の振興に資する活動を行う者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第12条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第13条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第14条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第15条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○滋賀県立近代美術館管理規則

(協議会の庶務)

第17条 協議会の庶務は、美術館において処理する。